

平成23年 (2011年) 4月11日 (月曜日)

(2)

小・中学校 共同実施で

管理職の事務長35人配置

県立高と同格、副課長級

佐賀県教委

佐賀県教委は4月から県内で実施する小・中学校事務の共同実施グループに管理職としての事務長を配置した。45共同実施グループのうち、比較的規模の大きな35グループに35人の事務長が誕生した。これまで職名としての「事務長」が配置されたことはあったが、県立高校の事務長と同格の管理職としての事務長（副課長級）を配置したのは初めて。複数の小・中学校の事務職員と共に学校事務の共同実施を、学校運営支援室長として取り組んできたが、職務の困難性、職責から管理職に位置付けた。

事務長は事務職員を統括し、関係機関との連絡調整などを行うが、教職員の通勤、扶養、住居などの3手当について認定権を持つ他、通常の監督者としての服務権、業務の監督権などを持つことになる。規模の比較的小さい共同実施グループについては、これまで通

ら研修目的で交流する。学校側からは、高校、小学校から知事部局の消防防災課、国民健康保険課などに交流人事を進める一方、農産課や土木事務所、教育委員会事務局から職員を高校や特別支援学校などに配置する。期間は3年間。

また、同県教委では本年度から、事務職員の知事部局との交流も新たにけるなど資質向上を目的としたもので、原籍校か